1. 議事日程(令和2年第2回北広島町議会定例会)

令和2年6月17日 午前10時開議 於 議 場

日程第1	議案第45号	特別職の職員の給与の特例に関する条例
日程第2	議案第46号	北広島町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例
日程第3	議案第47号	北広島町税条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第48号	北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第49号	北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第50号	工事請負契約の締結について (コアゾーン整備工事)
日程第7	議案第51号	工事請負契約の締結について(千代田浄化センター増設工事【機
		械設備3期工事】)
日程第8	議案第52号	工事請負契約の締結について(千代田浄化センター増設工事【電
		気設備その5】)
日程第9	議案第53号	町道の路線の認定について
日程第10	議案第54号	町道の路線の変更及び認定について
日程第11	議案第55号	令和2年度北広島町一般会計補正予算(第2号)
日程第12	調査報告	議会改革調査特別委員会の調査中間報告
日程第13	審査報告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第14	陳 情 審 査	陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出につい
		て
日程第15	発議第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第16		閉会中の継続審査の申し出について (3件)

2. 出席議員は次のとおりである。

	1番	濱	田	芳	晴		2番	美	濃	孝	<u> </u>	3番	真	倉	和	之
	4番	湊		俊	文		5番	敷	本	弘	美	6番	森	脇	誠	悟
	8番	Щ	形	LO	りぶ		9番	亀	岡	純	_	10番	梅	尾	泰	文
1	2番	服	部	泰	征	1	3番	伊	藤		淳	14番	中	田	節	雄
1	5番	大	林	TE.	行	1	6番	宮	本	裕	Ż					

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司 副 町 長 中 原 健 教 育 長 池 田 庄 策 芸北支所長 清 見 宣 正 大朝支所長 竹 下 秀 樹 豊平支所長 細川 敏 樹 野 上 正 宏 総務課長 畑 田 正 法 危機管理課長 財政政策課長 植 田 優 香 管財課長 高 下 雅 史 まちづくり推進課長 沼 田 真 路 税務課長 矢 部 芳 彦 福祉課長芥川智 町民課長 槇 原 ナギサ 保健課長 迫 井 一 深 成 農林課長 宮地弥樹商工観光課長中川克也 建設課長川手秀則 上下水道課長 砂田寿紀消防長日田靖成 学校教育課長 植 田 伸 二 生涯学習課長 西村 豊 会計管理者 畑 田 朱 美

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次 議会事務局 小 川 友里江

~~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(宮本裕之) おはようございます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、議案の審議、採決となっております。なお、質疑、答弁は、要点のみ簡潔に行い、採決では、起立なり、挙手がはっきり分かるようにお願いをしておきます。また、クールビズの取組により、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第1 議案第45号 特別職の職員の給与の特例に関する条例

- ○議長(宮本裕之) 日程第1、議案第45号、特別職の職員の給与の特例に関する条例を議題と します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 10番、梅尾泰文であります。議案第45号、特別職の職員の給与の特例 に関する条例というのが提案されておりますが、提案理由が定かでないということで、お聞き をしたいというふうに思います。それから、報酬のカット、町長が10%、副町長、教育長は8%ずつという、そのパーセントの根拠も定かでありません。そのことも併せてお願いをします。

- ○議長(宮本裕之) 箕野町長。
- ○町長(箕野博司) 町長、副町長、教育長の三役の報酬減額につきましては、新型コロナウイルスの影響により、日本経済はもとより、北広島町経済にも大きな影響が出てきております。厳しい財政状況の中で町の三役も報酬の減額をし、このコロナ対策の財源の一助にすることとしています。広島県内を見ても、広島県をはじめ21市町が減額をしている、または、予定していると聞いております。また、議会でも広島県及び12の市町が減額をされると聞いております。今回の件では、金額の多少にかかわらず、町民の気持ちに寄り添う姿勢、気持ちも大切なものと考えております。10%、8%の根拠というきちっとした根拠があるわけではありません。市町それぞれの金額になっとるというふうに思いますが、本町で協議をした中で、この程度でお願いをさせてもらおうということで提案をさせてもろうとります。町民の皆さんと気持ちを一つにして、これから頑張っていきたいと思っているところであります。
- ○議長(宮本裕之) 10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) どうも腑に落ちんのでありますが、今3名の方たちのカットを実施をするという提案で、そのカット額、7月から11月までの5か月間という月数も、私も分かりませんし、トータル額が何ぼの減額かというのも分かりませんが、他の市町がやっているから我が町もこの程度で、という言い方をされましたが、非常に不満でございます。目的を持っているのなら、それなりに、例えば、財政調整基金が11億ぐらいしかありませんけれども、本当に町民に寄り添うというのであれば、それなりの予算を立ててやっていくというふうな、それこそ思いがあるのならしてほしいというふうに思うわけであります。他の市町が、あるいは情勢がそうであるからというふうなことでするようなもので、私はないというふうに思います。ぜひ、トータル額をまずはっきりと答えていただいて、そのものが何に具体的に使われるのか、どこに予算を持っていって、それを具体に、例えばマスクにするんであるとか何にするのかという明確なものでない、何となくこの程度でという言い回しも含めて、もう一度はっきりと明確にお答えいただきたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 箕野町長。
- ○町長(箕野博司) 金額は、合計で83万4200円になります。このコロナ対策につきましては、第2波、第3波も想定されているということもあり、いくら財源があっても無駄になることはないと思っております。
- ○議長(宮本裕之) 10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) いくら財源があっても無駄ではないと言いますが、2波である3波が来るよというふうなことも想定をしておるという、想定は必要があるかもしれませんが、今の83万4200円で、言うてみればパフォーマンスで、よそがするからするんだというふうな方向にしかちょっと思えないわけであります。金額も言葉は悪いですが、それこそ焼け石に水で、2波、3波のことまで考えておられるんなら、本当に力を入れてするべきことがあるんじゃないんですかということを述べて、答弁を期待したいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 箕野町長。
- ○町長(箕野博司) パフォーマンスじゃないかというような言い方でありましたが、このことに つきましては、全くの心外であります。今回、急な災害みたいな状況でありますけども、これ

をしっかり乗り越えていかなければならないという中で、こうした減額をして、ある程度、コロナ対策に充てていくということは、自然な流れだというふうに思っております。また、金額が多い少ないというところは、実際あるかも分かりませんけども、金額の多少にかかわらず、そうした気持ちを持ってしっかり取り組んでいくということが大切なことであるというふうに考えております。

- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文)10番、梅尾泰文であります。議案第45号、特別職の職員の給与の特例に 関する条例に反対をするために、討論をさせていただきます。本議案は、町長、副町長、教育 長の給与月額を町長10%、副町長、教育長8%削減するという提案であります。期日は、7 月から11月までの5か月であります。今聞きましたところ、その5か月間で削減総額が83 万4200円ということであります。目的は、コロナウイルスの状況を踏まえて町民に寄り添 うんだということで、削減をするという提案がされたわけでありますが、この金額がそれこそ 多いのか少ないのか、何か月なのか、あるいはパーセントがどうなのかというのはいろいろと あったにしても、この金額で、それこそ今町長が発言したように、第2波であるとか第3波で あるとかというふうな状況も想定できて、やるべきことがやりたいんだということであります が、それこそ、周りの市町を見たら、あるいは議会の状況を見たら、一応やっているから当町 もそのことをするんだというふうな状況でありますけども、私は2波、3波が来るということ の準備は必要であろうというふうに思いますが、本当にしなくてはならないということが目の 前にあるのであれば、財政調整基金が11億いくらしかないにしても、その財調を使ってでも 準備をして、町民に寄り添うということになるのであれば、私は賛成するのでありますが、本 当、目の前の簡単なといいますか、操作でこのことを乗り切ろうというような状況にはないと いうふうに思うわけであります。ぜひ、これでよしとするのではなくて、本当に心底コロナウ イルスの蔓延を阻止するための方策を本当に考えてほしいという意味で、議員の皆さんに反対 の討論のための賛同をお願いしたいというふうに思うわけであります。以上、ご協力、ご賛同、 お願いを申し上げます。
- ○議長(宮本裕之) ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。反対討論でもいいです。 14番、中田議員。
- ○14番(中田節雄)14番、中田です。本案に反対の立場で、討論をいたします。新型コロナに関しては、一般質問でもさせていただきました。やはり行政内部での取組というのが、まだ一歩足りないんではなかろうかと、消毒についても私はまだ職員がやってるのを見たことがないと、やられてはおるようでありますけども、まだまだという感がするわけであります。本案である特別職の給与をカットすることでありますけども、給与カット自体、本来、不祥事があったときにする懲罰の一つであります。今回のように新型コロナの財源とするのは、他の自治体でも行われてはおります。しかし、極めて日本人的発想でありまして、このことが美徳として称賛され、特別職に限らず、ひいては町会議員も報酬カット、行政職員も給与カットと、こういったことにもなりかねません。活動の基盤、生活の基盤を低下させることになるわけであります。こうした方法を取るまでもなく、第2波、第3波に備えるためにも行財政改革を大胆に

断行し、将来にわたって財源を確保すべきであり、議員各位には、このことを熟慮いただき、 ぜひとも賛同をよろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本裕之) ほかに討論はありませんか。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。 これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案の とおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)
- ○議長(宮本裕之) 起立多数です。従って、議案第45号、特別職の職員の給与の特例に関する 条例は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2 議案第46号 北広島町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例

- ○議長(宮本裕之) 日程第2、議案第46号、北広島町いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(宮本裕之) 挙手全員です。従って、議案第46号、北広島町いじめ問題対策連絡協議会 等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第3 議案第47号 北広島町税条例の一部を改正する条例

- ○議長(宮本裕之) 日程第3、議案第47号、北広島町税条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(宮本裕之) 挙手全員です。従って、議案第47号、北広島町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第4 議案第48号 北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○議長(宮本裕之) 日程第4、議案第48号、北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認め

ます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本 案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)

○議長(宮本裕之) 挙手全員です。従って、議案第48号、北広島町固定資産評価審査委員会条 例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第5 議案第49号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例

- ○議長(宮本裕之) 日程第5、議案第49号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(宮本裕之) 挙手全員です。従って、議案第49号、北広島町介護保険条例の一部を改正 する条例は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第6 議案第50号 工事請負契約の締結について

- ○議長(宮本裕之) 日程第6、議案第50号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 2番、美濃孝二です。この工事契約は、まちづくりセンター周辺整備である旧千代田グラウンドの整備であり、工事費は9163万円です。一般質問で、コロナ対策の財源を確保するため事業を見直すべきでないかと聞いたところ、財政政策課長は、今年度の事業費について、各課に見直しを考えてもらい調整することを明らかにしました。しかし、まちづくり推進課長は、このコアゾーン整備工事は、計画どおり進めていく、国交省と交渉する予定はないと見直さないとのことです。そこで、町長に伺います。コアゾーン整備事業を見直し、一時延期してでも、このコロナ対策の財源を生み出す考えはないのか伺います。
- ○議長(宮本裕之) 箕野町長。
- ○町長(箕野博司) これにつきましては、予定どおり進ませてもらいたいと思っております。
- ○議長(宮本裕之) 美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 予定どおりということですが、先ほどの報酬カットの議論の中で、報酬何でするのかと、コロナ対策のために町民と寄り添っていきたいと言っておりましたが、9163万円もの工事で1割カットしても歳費の10倍の額が変わります。生み出されます。当然そこには国の事業も入りますけども、補助もね。それで、これだけじゃなくて、今進められている

総事業費16億円ものまちづくり拠点と役場周辺整備を少しでも縮小、見直して、コロナ対策 や町民のための財源を確保しようとは考えておられないのか、伺います。

- ○議長(宮本裕之) 答弁を求めます。箕野町長。
- ○町長(箕野博司) 先ほど申し上げましたように、これにつきましては、予定どおり進めさせて もらいます。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。12番、服部議員。
- ○12番(服部泰征) 12番、服部です。私もこれはちょっと一般質問させてもらったんですけども、言ってるように工事の内容とコンセプトは分かるんですけど、コンセプトの中で、にぎわい創出とか、そういってあるんですけども、できてもこのにぎわいができる状態じゃないですよね、今。にぎわいができない状態の中で、今これを進めるべきなのかどうか、どうしてもこれを進めるんであれば、今どうしても進めなければいけない理由を教えてください。
- ○議長(宮本裕之) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(沼田真路) 現状では、非常に感染症対策を行いながらの状況ではございますけども、これが終息した際に、そういったにぎわいづくり、にぎわいがある地域、いろんな活動の拠点として進めていくために、現在進めておるわけでございます。
- ○議長(宮本裕之) 12番、服部議員。
- ○12番(服部泰征) そのことは非常によく分かるんで、私も反対ではない、工事自体は反対じゃないんですけど、やはりそれより前に、にぎわいを生み出すための地域の人とか、地域の中小企業のほうにやっぱりもうちょっとしっかりまずは手当をして、そこから先のにぎわいだと思うんですけど、やはり進める考えにお変わりはないですか。
- ○議長(宮本裕之) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(沼田真路) 現状におきましても、関係団体、それから商工会青年部等と もお話をさせてもらいながら、この拠点施設整備を進めているところでございます。従いまし て、継続して進めていく予定でございます。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 2番、美濃孝二です。議案第50号、工事請負契約の締結に対し、反対討論を行います。現在、新型コロナ感染症拡大により、多くの町民の収入が激減し、暮らしや経営が苦しいのが実情です。そのため、町民を全力で支援することが行政に求められています。また、秋から冬にかけての第2波、第3波の感染再拡大に備え、あらゆる措置を取ることが行政の役割と考えます。そのためには、一般質問でも強調したように、本年度の事業を改めて徹底的に見直し、全部や一部の中止、先送りしてでも必要な財源を確保することが必要であります。その事業の一つに、このまちづくりセンター周辺整備であるコアゾーン整備工事があります。一般質問や質疑で見直しを求める提案が行われたものの、計画どおり進めていく、国交省と交渉する予定はないと全く取り合わず、先ほど町長も予定どおり進めると少しの見直しも行おうとしません。町民が苦しみ悩んでいるときにこそ、それを解決するため力を注ぐのが北広島町の仕事です。しかし、国の措置だけでは足りません。他の市町のように、もっと独自の支援策を行うために、16億円もの、まちづくり拠点整備事業を聖域にすることなく、延期も含めて

徹底的に見直すべきと考え、このコアゾーン工事契約に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

- ○議長(宮本裕之) 賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。 これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案の とおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)
- ○議長(宮本裕之) 起立多数です。従って、議案第50号、工事請負契約の締結については、原 案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第7 議案第51号 工事請負契約の締結について

- ○議長(宮本裕之) 日程第7、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(宮本裕之) 挙手全員です。従って、議案第51号、工事請負契約の締結については、原 案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第8 議案第52号 工事請負契約の締結について

- ○議長(宮本裕之) 日程第8、議案第52号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(宮本裕之) 挙手全員です。従って、議案第52号、工事請負契約の締結については、原 案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第9 議案第53号 町道の路線の認定について

○議長(宮本裕之) 日程第9、議案第53号、町道の路線の認定についてを議題とします。これ より質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わり ます。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)

○議長(宮本裕之) 挙手全員です。従って、議案第53号、町道の路線の認定については、原案 のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第10 議案第54号 町道の路線の変更及び認定について

- ○議長(宮本裕之) 日程第10、議案第54号、町道の路線の変更及び認定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(宮本裕之) 挙手全員です。従って、議案第54号、町道の路線の変更及び認定について は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第11 議案第55号 令和2年度北広島町一般会計補正予算(第2号)

- ○議長(宮本裕之) 日程第11、議案第55号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第2号を 議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 2番、美濃孝二です。歳出の8ページ、10款ですが、小学校と中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備委託料と備品購入費、小中合わせて2億2969万円について、伺います。この補正予算は、児童生徒1人につき1台の学習用端末を導入し、校内に高速大容量の通信ネットワークを構築するものです。これは、GIGAスクール構想と言われますが、様々な問題点が指摘されています。児童生徒の健康面への影響、ネット環境整備のための保護者の負担、教職員の負担、学校教育のあり方の問題、保守を含めた町の負担、コロナ禍における財源の確保などです。町は、以上のような課題があることを認識しておられるか、伺います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) このGIGAスクール構想の展開につきましては、これまでにない 取組でありまして、様々な課題もあるものと認識しております。児童生徒の健康面への影響に つきましては、使用方法、使用時間等しっかりとした指導も必要であると考えております。ま た、ネット環境につきましては、現在、保護者家庭におけます環境状況の調査を行っておりま して、使用実態に応じた対応を考えております。保守料も含めた町の負担につきましては、現

在、各メーカーから提案をいただいている状況であります。当然、保守料などランニングコストも含め、町にとって一番負担のない形にすべきと考えております。今回は、備品購入での補正予算をお願いしておりますけれども、町の負担、将来への負担を考えた上で、リース方式が有利であるとの判断に至りましたら、リース方式での執行も必要であると考えております。あらゆる財源の確保に努めまして、今議会で執行のご承認をいただき、次回開催の議会におきまして、備品購入の場合は契約の議案を、リースの場合は予算組替えでの補正予算をお願いしたいと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本裕之) 美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 今、答弁がありましたように、問題のあることは認識されておられて努力されておられます。これらの不安、危惧を解決しつつ、慎重に事業を進めると、今約束をされたと思いますが、再度約束していただけるかどうか、伺います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 様々な課題にしっかりと向き合い、課題解決に向けて取り組むとと もに、慎重に事業を進めてまいります。以上です。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(宮本裕之) 挙手全員です。従って、議案第55号、令和2年度北広島町一般会計補正予 算第2号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議会改革調査特別委員会の調査中間報告

- ○議長(宮本裕之) 日程第12、議会改革調査特別委員会の調査中間報告を議題とします。本件 について報告を求めます。議会改革調査特別委員会、真倉委員長。
- ○議会改革調査特別委員長(真倉和之) 令和2年6月17日、北広島町議会議長宮本裕之様。議会改革調査特別委員会委員長真倉和之。北広島町議会改革調査特別委員会の調査中間報告書。令和元年第2回北広島町議会定例会の6月19日に、北広島町議会における議会改革に向けて調査研究するため、議会改革調査特別委員会が設置され、次のとおり、調査したので北広島町議会会議規則第47条の規定により報告する。1、調査対象。(1)北広島町議会基本条例について。(2)北広島町議会議員定数について。(3)北広島町議会議員報酬について。2、調査期間。令和元年6月19日から令和2年6月17日まで。3、調査方法。特別委員会を20回開催し、全国町村議会議長会の町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会最終報告の検討や広島県内の町議会及び近隣市町議会の状況を把握し、また町内7001世帯に対して議会改革アンケート調査を実施し、町民の意見を募るなど、慎重に調査を行った。4、調査結果または概要。(1)北広島町議会基本条例について。平成27年3月、本条例の制定以後、改

正をしておらず、時代に即した条例とするために、条例制定時の基本的考え方や条文について、 次のとおり見直しを行った。(議員の活動原則)第3条では、議員の基本的な責任を明らかに するため、第3条第3項中に、議員政策討論会などを開催し、町政に関する政策及び課題等に ついて議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るを追加。(町民と 議会の連携)第4条では、基本的な考え方として町民とともにまちづくりを進めるため、住民 に身近な議会となるよう、第4条第3項中に、住民、各種団体、高校生などを追加。 (議員研 修の充実強化)第10条の基本的な考え方として、議員研修の報告は、統一した様式の報告書 を提出することとする。 (議会図書室の充実) 第12条の基本的な考え方として、議員が活用 できる図書を充実させるため、タブレットの整備を図ることとする。(議会広報の充実)第1 3条の基本的な考え方として、広報手段はホームページ、きたひろネットのほかに、SNSを 活用し、町民に周知を図ることとする。(見直し手続)第16条中の、一般選挙を経た任期開 始の、開始を削除する。(2)北広島町議会議員定数について。議員定数が減れば、特に周辺 部の地域の声が議会に届きにくくなると危惧されることやアンケートで、減らすと回答された 方で、議員に対して、何をしているのか分からない、活動している姿が全く見られないとの意 見が多数あり、議会報告会など議会基本条例に基づく活動を進めれば結論は変わるとの考えか ら現状維持という意見もあった。しかし、広島県内3町議会及び近隣の1市1町議会において 定数を削減する状況が見られ、議会改革アンケート調査結果で、減らすの回答数が57.4 2%を占めていることや人口減少・将来人口の動向を考慮し、定数を減らすという委員の意見 が多数であり、定数の減員数については、3人減の意見もあったが、採決の結果、定数4人削 減し、12人とすることを委員会決定とした。(3)北広島町議会議員報酬について。 新型コロナウイルスの感染拡大により、休業や営業時間短縮などにより収入減の事業者等が多 く、町民の暮らしなど厳しい社会経済状況の中では、議員報酬の引き上げの議論をすべきでな い、北広島町の段階別給与収入金額を見ると年間300万円以下が約4割と多く、議員報酬が 低いから増額との理解は得られないことから現状維持という委員の意見もあったが、本町の議 員報酬額は、県内9町議会のうち下位から2番目である。また、今日、議員のなり手不足問題 が広がっており、その原因の一つに報酬の低さが挙げられ、専業で若い世代が議員になるには ハードルが高い。こうしたことから、従前の議員報酬総額を超えない範囲で、議員定数を削減 することに伴って、報酬の増額という意見が多数であった。また、関連して委員長、副委員長 の役職手当を設けてはとの意見があった。議員報酬の増額については、月額3万円から4万円 の増額という意見もあったが、仮に、定員を4人減らした場合は、月額6万円の増額とするこ とを委員会として決定した。5、町への意見 北広島町において議員報酬は、合併以降15年 以上改定されておらず、加えて議員定数は合併時より10人減少している。こうした状況の中 で、町議会議員の責務は重く、幅広い議員活動が求められている。また、議会活動への町民参 加や議会における人材確保の観点から、早急に報酬審議会を設置し、議員報酬について審議を 開始するよう求め、報告といたします。

- ○議長(宮本裕之) これで、報告書の朗読を終わります。これより中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 10番、梅尾泰文であります。ただいま、委員長から事の経過をお聞きを

しましたけれども、20回も会議を開いてしっかりと審議をされたというふうにはお聞きをし ましたけれども、どうも最後の辺りになると、私がこの委員会に所属をしていないということ もあるわけでありますが、議員定数と議員報酬という部分にかなりの力が注がれたのかなと、 それともう一つは、アンケート結果を踏まえてということでありますけれども、アンケートを 取るとそのアンケートの集約は当然必要でありますし、数字をどのパーセントでどういう意見 があったかというのは重要視する必要はあるわけでありますが、その数字を見ながら判断をし ていただいた結果、議員定数を今の16から12にするということであるし、その減になった 部分を報酬で定数で割ると6万円ほど増えるよということを委員会で決定をしたという報告で ありましたが、そういうことは委員会で決定をすることなのか。数字を見れば明らかにもとも とが26人の議員からスタートした26が基なのか、いやいや16を12にしたときの欠ける 金額を、欠けるというのは少なくなる金額でありますが、その金額を定数の12で割ったらそ うなったということなのかということは、明らかに割り算すれば分かるわけでありますが、委 員会で決定できるという表現は適当なのかなというふうに思いますと同時に、私は、この委員 会に所属をしなかったということは、現在の人数で行けばいいということと、それから、報酬 については審議会が開かれてそこで決めることであるというふうに思うので、どうも決定とい う文が理解ができないということを思って、委員長に対して質問してみたいというふうに思っ て起立をしたわけであります。ご回答をお願いいたします。

- ○議長(宮本裕之) 真倉委員長。
- ○議会改革調査特別委員長(真倉和之) このことにつきましては、議員の全員協議会でも私が述べさせていただきましたが、やはり議会改革という改革に取り組む、現状のものを変えるという改革でありますんで、改革をするということは、どうしても痛みがついて回ることは当然のような気がいたします。痛みがついて回る、当然だということでありますが、改革するいうことは、やっぱりそれだけの覚悟をして取り組んでいかにやあならんという気持ちであります。それから、もう一つ、報酬のことについて質問がありましたが、報酬は、いかに私が始め取り組んだときに考えたのは、全国的にも言われております議員のなり手不足、あるいは我が町の議員のなり手、現状の16のまんまで次の選挙に臨んだとき、その定数だけ立候補者が出るかどうかということを踏まえて、いかに議員の報酬を上げてあげんと議員になり手がないと、それはアンケートの中にもるる書いてありましたが、アンケートで私が一番、中で胸を打たれた回答があったのは、議員は人口1500人に対して1名でええということが書いてあるアンケートがありましたが、そうしてくるとうちが12人ぐらいかなと、現状の人口を見ますとそのぐらいが一番いいんかなということあたりを参考にして決めさせていただいたわけで、皆さんに審議いただいたわけであります。以上であります。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 梅尾でございます。議会改革でありますから、当然改革をしていくというのは、しなくてはいけないし、私も、あるいは、この16人の議員もそれぞれの方が議会改革ということで、町民にいかにこの北広島町が、あるいは議会がどういうことを取り組んでいるのかということを広げていかれたり、取組を進めておられるということが議会改革であろうというふうに思うんですけども、これまでのやり方を改革をしていくということの中に、定数を

減らすということが議会改革であるというふうにも思いませんし、報酬を上げたり下げたりするということがイコール議会改革ということでもありませんし、それは、報酬審議会が報酬を一応決めるという委員会があるわけでありますから、そこで決めていただくにして。ですから、身を切るということイコール議会改革ではないというふうに私は思っています。やり方はいくらでもある、工夫すればあるというふうに思っていますんで、そこイコールに結び付けていただかないほうがいいのかなというふうに、委員長、思いますので、答弁をお願いします。

- ○議長(宮本裕之) 真倉委員長。
- ○議会改革調査特別委員長(真倉和之) 委員以外の方からいろんな意見があるのはよく存じております。しかし委員会を設けた以上、委員の意見を参考に聞きながら、アンケートを取らせていただいたアンケートを基に、いろいろと考えさせていただきました。アンケートについても、それは数が少ないじゃないかと、返ってきたのが数が少ないじゃないかという意見もあるかもしれませんが、ある町がアンケートを取られた分にしても、ここは110通ぐらいの回答しか出ておりませんが、そこのあれを見ても、やはりここへ出していただいた意見は尊重して、やっぱり議論していくべきだと、私は思って取り組ませていただいた次第で、中間報告につきましては、先ほどさせていただいたとおりでございます。以上です。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これをもって特別委員会の報告を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 日程第13 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- ○議長(宮本裕之) 日程第13、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会への審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。 総務常任委員会、真倉委員長。
- ○総務常任委員長(真倉和之) 総務常任委員会から報告をいたします。令和2年6月17日。北 広島町議会議長宮本裕之様。総務常任委員会委員長真倉和之。委員会審査報告。6月5日、本 会議において、本委員会へ付託された次の件について、審査の結果、次のとおり決定したので、 会議規則第77条の規定により報告をいたします。事件の番号、陳情第6号、件名は、地方財 政の充実・強化を求める意見書の提出については、採択とさせていただきました。理由として は、陳情第6号、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障の予算の充実と地方財政の確立を目 指すことが必要であるため、政府に意見書を提出するものであります。議員各位のご賛同をお 願いいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第14 陳情審査

- ○議長(宮本裕之) 日程第14、陳情審査を行います。陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(宮本裕之) 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第15 発議第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

- ○議長(宮本裕之) 日程第15、発議第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- ○議会事務局長(坂本伸次) 地方財政の充実・強化を求める意見書案。いま地方自治体には、医 療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、 またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担 う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や 近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課 題にも直面しています。こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針2018 で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、 実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は 63兆4318億円、前年比プラス1.0%と、過去最高の水準となりました。しかし、人口 減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さ らなる地方財政の充実・強化が求められています。このため、2021年度の政府予算と地方 財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府 に以下の事項の実現を求めます。記。1、社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通 対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方 一般財源総額の確保を図ること。2、とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防 止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会 保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。3、新型コロナウイルス対策として、新 たに政府が予算化した、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイ ルス感染症緊急包括支援交付金については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況 や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十 分な財源を確保すること。4、地方交付税における、業務改革の取組等の成果を反映した算定 (従来のトップランナー方式) は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機

能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。5、まち・ひ と・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をは かること。6、2020年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に 向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保をはかること。7、森林環境譲 与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大 させるよう見直すこと。8、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・ 消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、各 種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財 源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。9、地方交付 税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規 模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。10、依然として4兆5000億 円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時 財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、 意見書を提出する。令和2年6月17日。広島県北広島町議会。提出先。内閣総理大臣、内閣 官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生規制改革担 当)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)、新型コロナウイルス感染症対策担当大臣。

- ○議長(宮本裕之) これで意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。 12番、服部議員。
- ○12番(服部泰征) 発議第7号、令和2年6月17日。北広島町議会議長宮本裕之様。提出者、北広島町議会議員服部泰征。賛成者、北広島町議会議員真倉和之、同森脇誠悟、同梅尾泰文、同中田節雄。地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。趣旨としまして、地方自治体は、子育て支援の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、新型コロナウイルス感染症対策や大規模災害に対する防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題に直面しています。また、細やかな公的サービスを提供するための人材の確保も必要であり、そのための財政確保が地方自治体では困難な状況に置かれています。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源を担保するのが地方交付税の役割の一つであります。このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障等の予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府に意見書を提出するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。
- ○議長(宮本裕之) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(宮本裕之) 挙手全員です。従って、発議第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書 の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第16 閉会中の継続審査の申し出(3件)

- ○議長(宮本裕之) 日程第16、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に 配付のとおり、文教厚生常任委員会委員長より閉会中の継続審査の申出が提出されております。 お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審議とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
- ○議長(宮本裕之) ご異議なしと認めます。従って、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査 に付することに決定しました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。 ここで町長から発言の申出がありますので、これを許します。箕野町長。
- ○町長(箕野博司) 6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。 6月5日の開会から本日までの13日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご 議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありが とうございました。ご承認いただきました事業を着実に実行することはもとより、今後の新た な新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、将来にわたり持続可能なまちづくりに向けて、職 員一丸となり、取り組んでまいります。今後とも、町行政の運営につきましてのご理解、ご協 力を賜りますようお願い申し上げます。議員、町民の皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げ まして閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(宮本裕之) 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。今定例会は、6月5日から本日までの13日間で開催され、令和2年度補正予算、条例改正案等、町民生活に直結した重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し、終始熱心にご審議、ご決定を賜り、全議案を滞りなく終了し、予定どおりの日程を無事閉会の運びとなりました。円滑な議事運営のご協力に対して、心から感謝を申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が解除され、プロ野球も6月19日開幕されます。8月には中止になった春の選抜大会に出場予定だった高校の阪神甲子園球場での交流試合も開催されるなど、明るいニュースも出てまいりました。引き続き、新型コロナウイルス感染防止に注意を図りながら、経済活動を取り戻すことが極めて重要と考えます。梅雨入りもし、今後暑さ厳しい日が続くことが予想されます。どうか議員皆様には一層ご自愛の上、町政発展のため、ますますのご活躍、ご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。これをもって、令和2年北広島町議会定例会を閉会します。